キャッシュ・クーリエ事案に係る税関との更なる連携強化について（通達乙）

（令和８年２月９日、組対発第50号）

【概要】

昨今、税関による多額の現金の無許可輸出事案の摘発が続いているほか、出国時における犯罪収益等と疑われる多額の現金の申告も増加している状況であることに鑑み、出国者が持ち出そうとする支払手段等又は貴金属に犯罪収益等の疑義がある場合の税関と警察との更なる連携強化を図ることにより、多発するキャッシュ・クーリエ事案の取締りをより一層推進することを指示したものです。